

社会福祉法人 正仁会 倫理規程附則

(目 的)

第1条 本附則は、社会福祉法人正仁会（以下「法人」という）の倫理規程の補完について定めたものである。

(法令等の遵守)

第2条 法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

(私的利益追求の禁止)

第3条 評議員・理事及び役職員をはじめ職員は、その職務や地位等を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第4条 評議員・理事及び役職員をはじめ職員は、特定の個人又は団体の利益の増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(利益相反等の禁止及び防止と開示)

第5条 法人は、如何なる団体や法人との利益相反行為を禁止し、その防止のため、評議員・理事及び役職員をはじめ職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第6条 法人は、事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

その他

(施行)

本規程は、令和3年7月1日から施行する。